

活用業務届出書



西企営第200号
平成31年3月29日

総務大臣

石田 真敏 殿

郵便番号 540-8511

(ふりがな) おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう

住 所 大阪府大阪市中央区馬場町3-15

(ふりがな) にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

氏 名 西日本電信電話株式会社

こばやし みつよし

代表取締役社長 小林 充佳

日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第五項及び日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第二条の二の規定に基づき、別紙の業務について届出します。

(別紙)

1. 業務の内容

(1) 概要

西日本電信電話株式会社（以下「当社」という。）が、地域電気通信業務等を営むために保有する設備、技術及びその職員を活用し、当社の次世代ネットワーク※1を利用して、当社の業務区域※2におけるIPベースのプライベートネットワークを構築できる通信サービス（以下「クローズド・ユーザ・グループ型サービス」という。）について県間の役務提供を行うものである。

なお、本業務の設備概要は、添付資料1のとおりである。

※1 総基事第39号（平成20年2月25日）で認可された申請において規定する「次世代ネットワーク」とする。以下同じ。

※2 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項において規定する区域

(2) 主な業務の実施方法

当社は、IP通信網サービスの契約者等に対して、当社が地域電気通信業務等を営むために保有する次世代ネットワークと、活用業務の認可（平成20年2月25日）に係る県間伝送路及び当社が構築または公募調達するサーバ等を利用し、クローズド・ユーザ・グループ型サービスを提供する。

2. 業務の開始の日

平成31年6月28日（予定）

3. 業務の収支の見込み

項目	収入	費用
初期費用	1,000,000	1,000,000
月額料金	100,000	100,000
保守費用	50,000	50,000
税金	10,000	10,000
合計	1,160,000	1,160,000

数値は表示単位未満を四捨五入しているため、収入、費用の合計の数値と

収支の数値については一致しない場合がある。

なお、収支の前提となるサービスの収入算定・費用算定の考え方は添付資料2のとおり。

4. 所要資金の額及びその調達方法

(1) 所要資金

(2) 調達方法

内部資金による。

5. 業務を営む理由

IP化・ブロードバンド化の進展に伴い、様々な市場・サービスの融合やクラウドコンピューティング等のインターネットを活用した新たなサービスの拡大、無線端末・タブレット型端末の普及等により、ブロードバンド・ユビキタスサービスへのニーズの高度化・多様化が進んでいる。このようなお客様ニーズや市場環境の中で、企業等の通信のこれまで以上の大容量化に対応し、“より高速で快適”、“安心・安全”、“いつでもどこでも何でもつながる”ブロードバンド・ユビキタス環境の充実に向けて、クローズド・ユーザ・グループ型サービスの役務提供を行うこととしたものである。

6. 活用しようとする設備、技術及び職員の概要

(1) 設備

現在、IP通信網サービスの提供に関する業務を営むために保有する中継系伝送路設備、中継系交換設備（ルータ）、端末系伝送路設備、端末系交換設備（ルータ）、各種サーバ設備。

本業務を実施することにより、トラフィック増等が発生し地域電気通信業務等に影響ができるおそれがある場合には、必要な設備増設等を図ることとし、地域電気通信業務等に影響がないように対処する考えである。

なお、本業務の設備概要は、添付資料1のとおりである。

(2) 技術

現在、IP通信網サービスの提供に関する業務を営むために保有する

技術。

(3) 職員

現在、IP通信網サービスの提供に関する業務を行う組織に所属する社員。

7. 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずる具体的な措置

本業務を営むにあたって、他事業者が当社と同様の業務を実施する上で重要かつ不可欠な要素について、以下のとおり、両者間の同等性を確保するために必要な措置を講ずることとする。

(1) ネットワークのオープン化

本業務は、次世代ネットワークを利用し、当社の業務区域においてクローズド・ユーザ・グループ型サービスの役務提供を行うものである。

他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用いて当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款に規定する等のオープン化施策によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものと考える。

なお、本業務に用いる次世代ネットワークについては、既に接続約款において、接続料を設定し、接続に必要なインターフェース条件を開示する等、十分なオープン化措置を講じており、今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインターフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

また、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考えである。

(2) ネットワーク情報の開示

本業務は、次世代ネットワークを利用し、当社の業務区域においてクローズド・ユーザ・グループ型サービスの役務提供を行うものである。

なお、本業務に用いる次世代ネットワークについては、接続に必要となるインターフェース条件を既に接続約款に規定済みである。今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインターフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

また、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考えである。

(3) 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

本業務は、次世代ネットワークを利用し、当社の業務区域においてクローズド・ユーザ・グループ型サービスの役務提供を行うものである。他事業者が本業務と同様のサービスを実現する場合、他事業者網内のサービスの実現にあたり、当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報は無いと考える。

なお、他事業者が当社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等に関する情報については、既に接続約款に規定する等のオープン化措置によって開示に努めており、他事業者は同様の業務の提供が可能であることから、同等性は確保されているものと考える。

また、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

(4) 営業面でのファイアーウォール

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、本業務の実施にあたっても公正な競争が阻害されることのないよう配意することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

- ① 本社や支店において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組

織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することができないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

また、電気通信事業法の改正（平成23年11月30日施行）を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書（平成30年6月29日）に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

- i) お客様情報を他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
- ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
- iii) ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。

等

なお、公正競争を阻害する場合には既存サービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

本業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

（5）不当な内部相互補助の防止（会計分離等）

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内のIP通信網サービスに関する業務と会計を分計する考えである。

また、県内のIP通信網サービスに関する業務と本業務の間のコスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可

能な場合においても、商品別の稼働時間、取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようにする考えである。

(6) 関連事業者の公平な取扱い

本業務の実施にあたって用いる次世代ネットワークについては、既に接続約款において、接続料を設定し、接続に必要なインターフェース条件を開示する等、十分なオープン化措置を講じており、関連事業者の取扱いに関する公平性は確保されている。その他設備については、市販で調達可能なルータ等の通信機器を用いて構築できるものであることから不可欠性はないと考える。

また、本業務を営む上で、ルータ認証及び設定機能等に係るサーバ、サーバの設定作業等について、公募の結果、「NTT東西の活用業務に係るガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者から提供を受けることを予定しているが、当該機能等に係るサーバの提供等は他の企業等が提供しているものと同様であるとともに、当該事業者においては、当該機能等に係るサーバの提供等が当社に対し不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えるものではないとのことである。なお、当該事業者と排他的な共同営業を行うものではない等、他事業者との実質的な公平性は確保されているものと考える。

今後、「NTT東西の活用業務に係るガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続を行う場合においては、他事業者との接続を同等の条件で行うこととし、実質的な公平性を確保する考えである。

(7) 実施状況等の報告

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

なお、その際、(4)の措置の実施状況及び収支状況については、次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務の実施状況及び収支状況とあわせて報告・公表する考えである。

ただし、報告資料のうち、費用（収益）項目一覧及び社内文書・規定類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

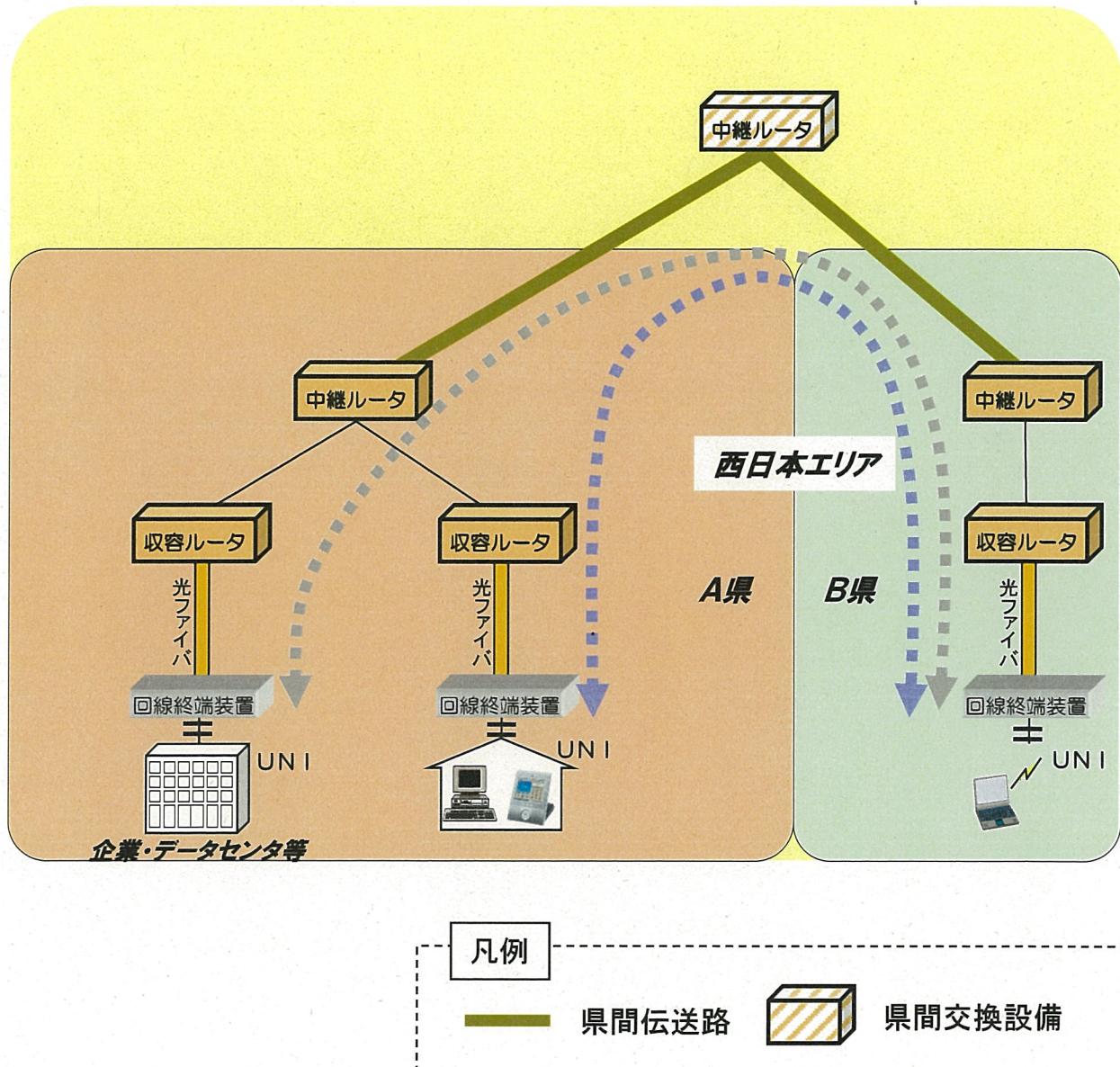
- ・費用（収益）項目一覧：経営上の秘密に属する情報に該当するため。
- ・社内文書・規定類等の一部：コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

以上の措置を講ずることにより、当社は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で本業務を営む考えである。

添付資料

- 1. クローズド・ユーザ・グループ型サービスの設備概要**
- 2. 収支算定・費用算定の考え方**

1. クローズド・ユーザ・グループ型サービスの設備概要



※ UNI(User-Network Interface)…ユーザ(端末機器)とネットワークを接続するためのインターフェース。

2. 収支算定・費用算定の考え方

【収入】

算定方法

本サービスの活用業務部分の料金額相当に需要数を乗じて算定

【費用】

算定方法

県間中継網コスト	必要となる装置及び伝送路コストのうち活用業務部分を計上
営業費	対象サービスの提供に必要となる営業費のうち活用業務部分を計上

【収支対象範囲】



: 網掛部分が収支対象範囲

